

家庭内暴力(Violence in the Family)についての研究 — 意識と実態及び safety net の在り方 —

研究代表 九州保健福祉大学 社会福祉学部 社会福祉計画学科 山崎 きよ子
九州保健福祉大学 社会福祉学部 臨床福祉学科 山西 裕美

Violence in the family in Miyazaki Prefecture
-Towards the development of a community safety net for violence victims-

abstract

We conducted a survey to assess the level of violence in the family including physical, mental, economic, social, sexual abuse and neglect in Miyazaki Prefecture. Four thousand questionnaires were randomly distributed in four cities in northern and southern Miyazaki. Thirty five point five percent (35.5%) were returned (1402) and 33.3% eligible questionnaires were used for the analysis. Our survey is the first one that showed that Miyazaki had above-mentioned violence in the family and that the pattern of violence is similar to that in highly urbanized metropolitan areas. It also revealed that victims of violence asked help for their friends or relatives, rather than public social workers, policemen, lawyers or other administrative officials. Based on these findings, we suggest the development of a community safety net for the earlier rescue of victims in the family. This safety net should consist of qualified and easily accessible volunteers in the community as a first line. Public social workers and relevant officials should assist this safety net as the second line. This arrangement could facilitate early rescue and treatment of victims of violence of the family in communities.

key words : Violence in the Family, Domestic Violence, Safety Net

キーワード：家庭内暴力, ドメスティック・バイオレンス, セイフティ・ネット

はじめに

近年、夫と妻の間における暴力、子どもから親に対する暴力や児童虐待など親子間の暴力、寝たきりなどの要介護者がうける介護者からの暴力など、家庭内での人間関係の暴力が深刻化している。これらの暴力は家庭というプライベートな空間で起こるだけに、当事者だけで問題を抱えすぎ、周りが気づいたときには手遅れになることも少なくない。

家庭内での人権意識の高まりとともに、福祉や保健の現場でもこのような深刻な事態に至る前に対応をとることが求められてきている。しかし、残念ながら、現在の

ところ、必ずしも十分な予防・援助などの対応がとられているわけではない。

特に、地方は、都市と比べ、家族やコミュニティに対する神話の下、このような家族間の暴力が潜在していること自体が中々取り上げられないのが現状である。そのため、家族間に何らかの問題を抱える当事者や家族に対するサポート・ネットワーク構築の必要性への認識は、まだまだ不十分であるといえる。本研究では、一般家庭に対するアンケート用紙の配布により、地方における家庭内暴力の実態の量的把握に努めるとともに、相談窓口やシェルターへ避難した被虐待者の事例に基づき保護ルートを検討し、被害者やその家族に対するセイフ

ティ・ネットの張り方について考察することにする。

本研究の位置づけ—家庭内暴力 (Violence in the Family)という視点-

日本では、1980年代に、子どもから親への暴力は家庭内暴力と呼ばれ、家族病理現象として問題視された。しかし、今日、家庭内では、子どもから親への暴力だけでなく、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、児童虐待・老人虐待やなどさまざまな種類の暴力が起こっていることが表面化してきた。

なぜ、本来安らぎの場であるはずの家庭においてこのような暴力が存在するのか。従来より家族員の情緒的安定は、集団としての家族に残された数少ない機能の一つとしてとらえられてきた。しかし、「家庭内には愛情に満ちた友好的雰囲気が常に漂うもの」と考えるのはそもそも誤りである。むしろ集団としての家族には、接触時間の長さに加え、価値観の対立や成員間に権力の差が生じるなど、暴力を誘発する必然的性格を所有するとの指摘もある。

事実、日本における夫から妻への殺人・傷害・暴行などの犯罪の検挙推移を見てもわかるように、家庭内における夫から妻への暴力は決して無かったわけではなく、犯罪検挙件数は、20年以上前の方が現在よりも多かったことが分かる。ドメスティック・バイオレンスは、今日こそ法律も制定され、社会問題として取り上げられるようになったが、それ以前の時点では社会的事実としてあっても、社会がそれを問題としては認識してこなかった経緯がある。

「家庭内でのうちわもめ」とか「夫婦喧嘩は犬も食わない」といわれたように、あくまで家庭内の小さな個人的問題として、社会的介入の対象としては扱われてこなかった。そのため相談機関や関係者が不適切な対処法を取ることで、今なお2次被害の問題が生じて対応が遅れることともなっている。

しかも、ドメスティック・バイオレンスなど家庭内に暴力があることは、子どもも暴力の対象となるだけでなく、子どもに対して暴力の社会的学習の場となる危険性が高い。今回、我々が調査で出会った夫の身体的暴力による保護事例でも、夫自身、両親がD.V.により離婚をしているという経験を有していた。

また、今回実施したアンケート調査の自由回答欄においても、若いころから夫の飲酒と暴力のため、何度も離婚を考えて家出を繰り返した結果、現在は家庭内離婚状態であるという60歳代女性の記述も見られる。

ドメスティック・バイオレンスは、若い夫婦においてのみ生じる問題ではなく、夫婦において結婚年数に関係なく形を変えて継続し、むしろ年数を経るに従い、介護問題などが生じると老人虐待等の問題へ発展する可能性が考えられる。これらの例からも、家庭内暴力は、個人のライフコースを通じ、影響を及ぼしていることが分かる。

以上より、本研究は、子から親への暴力に限らず、家庭内に発生するいろいろな形態の暴力を家庭内暴力 (Violence in the Family)と理解する。そして、ドメスティック・バイオレンスは、児童虐待や老人虐待、また子どもから親への暴力など、家庭内で起こるあらゆる暴力の中の一環として考える。即ち、ドメスティック・バイオレンスは、暴力を温床とした家庭内では、児童虐待や老人虐待など他の暴力と同時に起こりやすいという考え方に基づいている。また、現在これらの暴力に対しバラバラに張られたネットを統括的に整理する必要があると考える。

アンケート調査の概要と結果

1. 調査概要

本アンケート調査は「家庭内における人間関係に関するアンケート調査」というタイトルのもと、前述のような家庭内に起りうる暴力について、ドメスティック・バイオレンスや老人虐待・児童虐待についての先行研究にもとづき、16項目の内容について、誰から受けたのかも含め具体的に尋ねている。また、暴力の双方向性の視点から、暴力を受けただけなく、今回は分析対象から外しているが、自分が相手に対して行った暴力についても同じ項目内容と対象を尋ねており、家庭内における暴力の連鎖についても視野に入れたものである。

また同時に、家庭内の問題について援助を求める対象や実際に援助を求められた時の立場など、家庭というプライバシー下での問題に対しどのように形で対処を求めているのか、個人の持つサポート・ネットワークについても質問項目を設けている。

1) 調査方法

地方における実態の把握が目的であるため、宮崎県下の4市（M市・S市・H市・N市）を対象に、各1,000件をランダム・サンプリングにて抽出、質問紙票を配布した。いずれの市においても、配布から2週間以内に郵送にて回収した。対象とした4市については、行政やその関係団体の協力ないしは調査依頼があったことが要因であ

る。結果として、都市部に偏ったため、農村部が含まれる割合が少なくなった。

2) 実施期間

H市では2002年3月末から4月にかけて、次いでM市とN市で5月に配布が行われた。また、これら3市の質問紙調査の実施により、S市から同調査の実施依頼を受け、7月に配布回収が行われた。結果的に4ヶ月に渡る長期の調査期間となってしまったが、配布から2週間以内に郵送による回収という方法は共通している。

3) 有効回収数と基本属性

4,000票配布したうち、回収数は1,402票(回収率35.1%)、うち有効票数は1,332票(有効回収率33.3%)であった。有効回答者の性比は男性が385票(28.9%)、女性947票(71.1%)と7割以上を女性が占めていた。また、年代の構成比は、20代(10.4%)・30代(21.8%)・40代(25.2%)・50代(23.0%)・60代(14.0%)・70代(4.8%)と比較的散らばっており、他にも20歳未満や80歳以上の回答者も若干含まれ、世代を問わない関心の高さが伺われた。

以下、具体的にアンケート調査結果について検討していく。

2. 家庭内暴力の現状

家庭内での暴力の種類については、上述のように、各家庭内での暴力についての先行研究を参考にした。大分類として①身体的暴力②精神的暴力③経済的暴力④社会的暴力⑤ネグレクト⑥性的暴力の6つの項目を考えた。ドメスティック・バイオレンスの暴力種類では⑤のネグ

レクトは除かれことが多いが、児童虐待や老人虐待も家庭内暴力の枠組みとして含むため、あえて別の項目としてあげてある。

「この1年ほどの間に、あなたは家庭内で次のことがどのくらいありましたか」という問における、上記の家庭内暴力の大分類に対応する具体的質問項目は次のとおりである。①身体的暴力:「殴る、ける、突き飛ばすなどして、病院などの治療が必要なほどのケガを負わされたことがある」(以下「重いケガ」)、「殴る、ける、突き飛ばすなどしてあざや軽いケガを負わせたりしたことがある」(以下「軽いケガ」)、「物を投げつけられたことがある」(以下「物を投げつけられた」) ②精神的暴力:「バカにされたり、ののしられたことがある」(以下「バカにされた」)、「暴力をふるうふりをしておどされたことがある」(以下「暴力のふり」)、「大切にしている物をわざと壊されたり無くされたことがある」(以下「大切な物の破壊」) ③経済的暴力:「『食わせてやっている』と言われたことがある」(以下「食わせてやっている」)、「給料や年金などの生活費を、渡されなかつたり取り上げられたことがある」(以下「生活費を取り上げる」)、「お金の遣い道を細かくチェックされる」(以下「金遣いのチェック」) ④社会的暴力:「電話や手紙などを細かくチェックされるなど、交友関係を監視されたことがある」(以下「交友関係の監視」)、「自分の親族の悪口を言われたことがある」(以下「親族の悪口」)、「外出を制限されたことがある」(以下「外出の制限」) ⑤ネグレクト:「何を言っても、何をしても無視されることがある」(以下「何を言っても無視」)、「日常生活で必要な世話や介護をされないことがある」(以下「世話や介護放棄」)、「病気やケガをしても、病気な

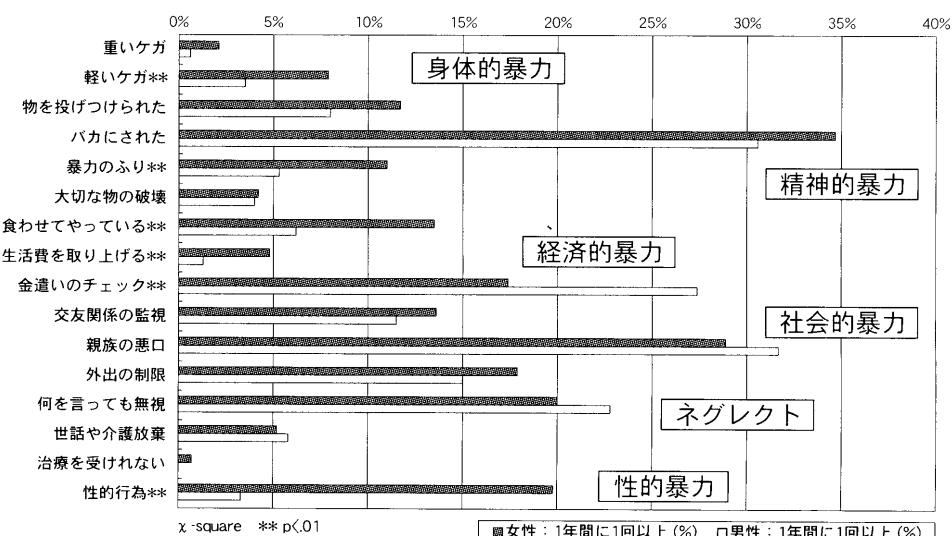


図-1. この1年間の家庭内暴力の現状（性別比較）

どでの治療を受けさせてもらえないことがある」(以下「治療を受ければない」)⑥性的暴力:「嫌がっているのに性的行為をしつこく求められたことがある」(以下「性的行為」)。

これらの16項目に対して、選択肢は各項目共通して「①よくあった(月1回以上)」「②ときどきあった(1年に数回以上)」「③ほとんどなかった(1年以内に1回程度)」「④まったくなかった」「⑤あてはまらない」の5段階である。①から③までを合わせ、この1年に1回以上あった割合を、男女別に分けて、16項目合わせて図に示したのが「図-1.この1年間に起こった家庭内暴力の現状(性別比較)」である。

全体的傾向としては、男女とも、6種類の暴力の中では、社会的暴力が頻度的には1番多く、次いで精神的暴力、経済的暴力の順になっており、身体的暴力は1番少なくなっている。各項目別にみると、男女とも「バカにされた」・「親族の悪口」が最も高く、性差は見られない。「外出の制限」も比較的多いが、これも男女による違いは見受けられない。

しかし、性差によって被害の異なる項目も多い。「金遣いのチェック」では男性の方が、女性よりも被害をうける割合が高くなっている。これに対し、「軽いケガ」・「暴力のふり」・「食わせてやっている」・「生活費を取り上げる」・「性的行為」は女性の方が被害を受ける割合が高くなっている。これらの項目にみられる性差は χ^2 二乗検定の値においても統計的に有意である。

この結果は、家庭内での暴力といつても、一般の家庭では、身体的暴力のような何らかの激しさをともなう行為よりも、社会的暴力や精神的暴力のような行為者自身にも暴力の自覚が持ちにくい内容であるだけでなく、行ったことすら忘れてしまう可能性が高い行為が日常生活の中で行われる割合が高いことを示している。そしてこの社会的暴力や精神的暴力は、一部を除いては、性差による違いがなく、男女とも行った側においては加害者意識が持たれにくいと思われる。しかし、これらの項目の被害割合が高いことは、受けた側は忘れていないということを示している。家庭内では、このような普段特に意識されないことが様々な葛藤となって、潜在的に蓄積されていく危険性をはらむと考えられる。

性差がみられた項目のうち、家計に関しては、女性が日常的な遣り繰りの権限を持つ日本の慣習が反映され、男性の方が金遣いに関しては干渉される割合が高くなっているのは特徴的である。女性が男性の金遣いに対し圧迫感を与える傾向がある一方で、前述の女性の方が被害にあう割合が高い項目は、男性のもつ身体的・社会的パ

ワーが特に反映された内容であり、被害の割合はそれほど高くはないが、社会的性差であるジェンダーが家庭内においてもやはり影響を与えていていることが示されているといえるだろう。

家庭内暴力の指標を用いて多岐に渡って尋ねた結果、今回の調査結果としては、著しい暴力傾向というよりは、社会的・精神的暴力のような今まで暴力と認識されない内容のものが高い割合を占め、また被害割合の多い項目では性差も見られない。他に、1年間に受けた暴力の種類の総計を計算し、性差で比較しても統計的有意差がみられなかったことからも、一般の家庭において、暴力が夫から妻へ一方的に振るわれているとは考えにくい。

しかし、このような加害者意識をもたない行為が双方で日常的に繰り返される結果、家庭内に蓄積されたストレスが誘引となり精神的苛立ちを引き起こし、より激しい暴力行為へと発展する可能性が秘められている。男性のもつ社会的力が背景となって女性が被害にあうと考えられる内容のものも少なくなかつたが、このことは、夫による身体的危険性をともなう暴力行為へのきっかけは、日常的に内在されている可能性を示すものである。このように日常の家庭生活は、家庭内暴力の温床となりやすく、今回の結果は、どのような人でも家庭内暴力の被害に合う可能性を秘めているという、家庭内暴力の普遍性という問題点を指摘していると考えられる。

では、宮崎県内のこの結果は他と比較してどうなのだろうか。女性に対象者を絞り、総理府男女共同参画室が平成11年に行った全国調査結果と比較したのが「図-2.総理府調査との比較」である。内容がほぼ同じ項目を比較しているが、我々が今回行った宮崎県調査ではこの1年ほどの間にと期間を限定して尋ねているのに対し、総理府調査はこれまでにと期間は限定していない。そのためか総理府調査結果とは、殆どの項目で被害経験の割合に大きく差が出ている。唯一「交友関係や電話のチェック」のみが宮崎県での調査結果の方が僅かであるが多くなっている。宮崎県調査結果では「バカにされた」は女性で

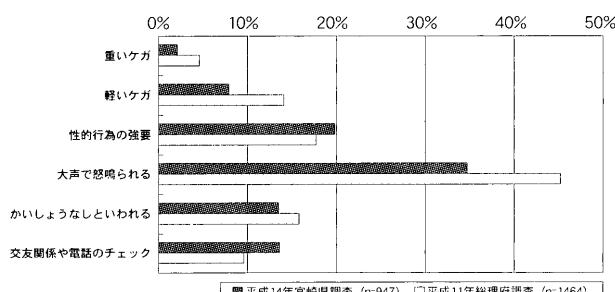


図-2. 総理府調査との比較 (回答者:女性)

1番割合が高い項目であったが、総理府調査結果の方がさらに高い。

宮崎県調査結果が総理府全国調査と比べ、全体的に夫による暴力の被害が少ないとされる結果に対し考えられることとして、質問の設定が若干異なったためか、宮崎県では家庭内暴力が少ないと判断できるのか、実際に家庭内で起こっていてもそれが日常的なこととして認識に及ばないのかが、はっきりしない。現時点で結論を出すことは難しいが、自由回答欄に記述された家庭内暴力の具体的記述内容から考えても、宮崎県で家庭内暴力が起こりにくいと受けとめることは短絡的ではないかと判断する。むしろ、専門の相談員のいる相談窓口などが殆ど無い現状を考えると、家庭の問題が潜在化し表出しにくいことが、意識的に影響を及ぼしていると考えられる。

3. サポート・ネットワークの状況

次に、家族問題が起こった際、どのような形で援助が求められるのか、個々人のもつサポート・ネットワークとその有効性について考えていくことにする。「家族の中の問題で助けや相談相手がほしいとき、どのような所や人を頼りにしますか」と質問し、援助を期待する対象を選択肢による複数回答形式で回答してもらった。また、実際にドメスティック・バイオレンスや老人虐待といった家庭内暴力の問題で身近な人から相談を受けたことがある人に対象を絞り、どのような立場として相談を受けたのかについて同じ選択肢を用いて複数回答形式で答えてもらった。その2つの質問項目の結果を同時に示したのが「図-3.家族問題で相談を求める対象と実際に相談を受けた立場」である。このデータは男女合わせた有効回答者の結果である。

相談相手や援助を求める対象としては、「配偶者」「親・兄弟姉妹」といった身近な親族が1番期待の対象として多くなっている。次いで「友人や職場の同僚」といった身近な他人となっている。いずれにしても個人が援助を期待する対象は、親族や友人・知人といったインフォーマルなサポート提供者であることが共通している。これに対し、「児童民生委員」「(福祉事務所・役所の相談窓口(保健婦など)・警察などの)公的機関」「福祉サービス関係者」など、本来、家族内の問題を相談する対象として公的に設けられた対象は殆ど当てにされていない。

また実際に相談を受けた人の立場は、「友人や職場の同僚」が、1番多くなっている。受ける相談の内容をドメスティック・バイオレンスと老人虐待に絞ったためではあるが、「配偶者」は少なく、また「親・兄弟姉妹」にしても期待された割合よりも相談を受けることは少ないことが分かる。ドメスティック・バイオレンスなどの深刻な家庭問題などの場合は、身近な親族が巻き込まれる事件が報道されることが多くなつたが、今回の調査結果でも、相談の対象はむしろ友人・同僚のような身近な他人であることが判明した。

今回の調査結果からも、個人の想定するサポート・ネットワークは親族や友人・知人といったインフォーマルなサポート提供者であり、また実際に相談を受けるのも友人・知人や近隣といったインフォーマルなセンターである。公的機関や、またそれへの橋渡しとして地域に配置されている児童民生委員などフォーマルに設定されているサポート提供者は有効なセンターとして期待されていない。そのため、個人が頼るインフォーマルなサポート提供者が問題解決に対しての適切な誘導が出来なかつた場合、問題の進行を阻止することは難しく、

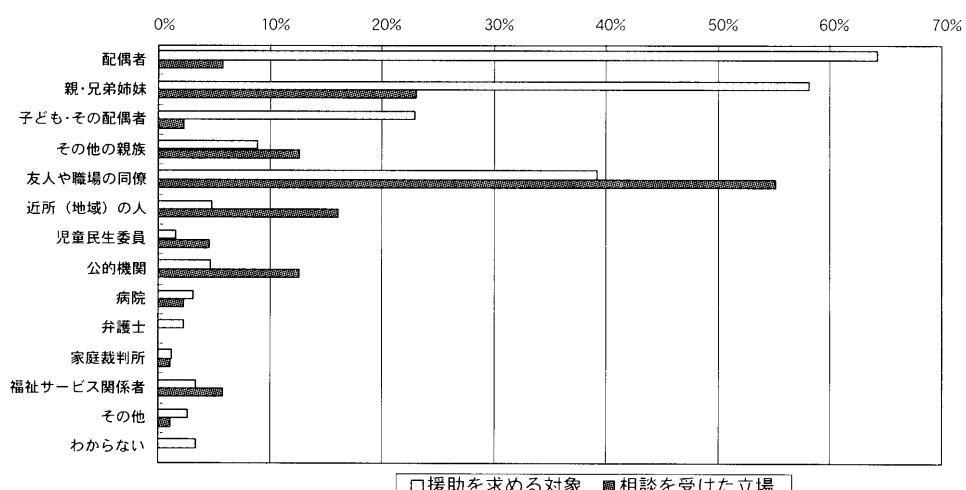


図-3. 家族問題で相談を求める対象と実際に相談を受けた立場

また問題が表面化しないため公的対策を検討することにも支障をきたす恐れがある。

今後は、フォーマルなサポート提供者である公的機関・児童民生委員・福祉サービス関係者をはじめ、問題関係者に接する機会のある病院関係者などの間で、家族問題を抱える当事者が相談できるような組織的体制と専門技術の取得などの検討が必要と思われる。また、インフォーマルなサポート提供者ではあるが、サポーターとして有効性の高い友人・知人や近隣なども行政との連携が図れば、より有用性の高いサポーターとして機能するであろうと思われる。

相談拠点事例の分析

1. 相談拠点Hのシステムと保護事例

1) システム

宮崎県H市の相談拠点は、公民館の分室にある男女共同参画センターという公的な場所である。運営面では、財政は市の補助金と市民の寄付でまかない、スタッフは女性の民間ボランティアが相談者として対応する。緊急で重大性のある相談については、市行政が直接担当する。

2) 保護の事例

家族旅行の積立金をパチンコに使ってしまったことに夫が激怒。竹刀で全身を殴られるといった暴力をうけたAは身に危険を感じて友人B宅に逃げ込む。Bは、このD.V.相談センターの存在を事前に知っており、Aに相談に行くように勧めた。Aはセンターに来所。その後、夫もAを追いかけてセンターの前まで来た事が分かったので、別の出入り口から警察へと保護。そのまま80キロほど離れた婦人一時保護所に移動した。

2. Hシステムの問題点と対策

1) 問題点

Aが暴力を受けたとき、そのままセンターに来所せざまず友人宅に逃げ込んだのは、Aが相談センターの存在を知らなかったことがあげられる。もし知っていてもその時点では、自分ひとりでは相談しにくい背景があったと思われる。それは、夫が家族旅行を楽しみに、酒やタバコを節制してまで貯めた金をAは無断で使用した。この行為はAが「暴力はどんな理由があろうと決して許してはならない」というバックボーンを持つD.V.相談センターを理解していない限り、自分の事が受け入れてもらえないと考えたとしても不思議ではない。友人Bの勧めや励ましがAをセンターに来所させている。その意味で

は、センターの広報がまだ全市民に浸透していないといえる。

さらに、相談を受けるスタッフが、まったく訓練を受けていない。彼女らは、一般市民のボランティアであり、相談者の身体に危険が及ぶといった緊急なケースについては市行政のベテランスタッフがともに対応するということはあっても、相談を受けるための技術が未熟である。

2) 対策

この事例における友人Bのような存在を地域に増やしていく事、およびセンターのボランティアスタッフが訓練を受ける事、また相談センターの広報に力を入れる事が必要である。

3. 相談拠点Mの状況と保護事例

1) システム

宮崎県M市在住のC氏は、自分の経営する私立探偵事務所内にD.V.相談センターを開設している。運営は、C氏個人の寄付と協力者のバザー益金。スタッフはC氏と彼の協力者であり、全員男性である。

2) 保護の事例

C氏は、私立探偵という職業柄、夫婦間の素行調査を依頼される事も多く、その延長線上に離婚相談にものっていた。被害者Dは、口コミによりC氏の存在を知り、離婚の相談をする。離婚を希望する理由はD.V.であり、暴力の内容は殴る、蹴る、髪を切る、催涙ガスを浴びせるなど凄惨なものであった。C氏は自分の保有するシェルターに保護する。その後離婚裁判を起こし調停から離婚に至る。Dへの暴力が始まったのは、夫がDの婚前に付き合いの会った男性との仲を疑った事からであり、Dはこの暴力の原因を作ったのが自分にあると思い込み、離婚した現在でも自責の念が強く夫に批判的でない。しかし離婚後もDへの危険性は去らず、離婚後、保険の名義人変更など元夫へ連絡が必要な場合は、C氏が間に入っている。

4. Mでの方法の問題点と対策

1) 問題点

この活動は、完全に個人のC氏の努力でなされると言う民間型であり、普遍性、継続性、安定性にかけている。C氏個人に夫からの逆恨みで身の危険が及ぶ事もある。さらに行政との接点に欠き、情報等の連携に欠ける。また、このように個人に大きく依存する方式では、個人の背景が不透明であり、宗教的・政治的あるいはその他社

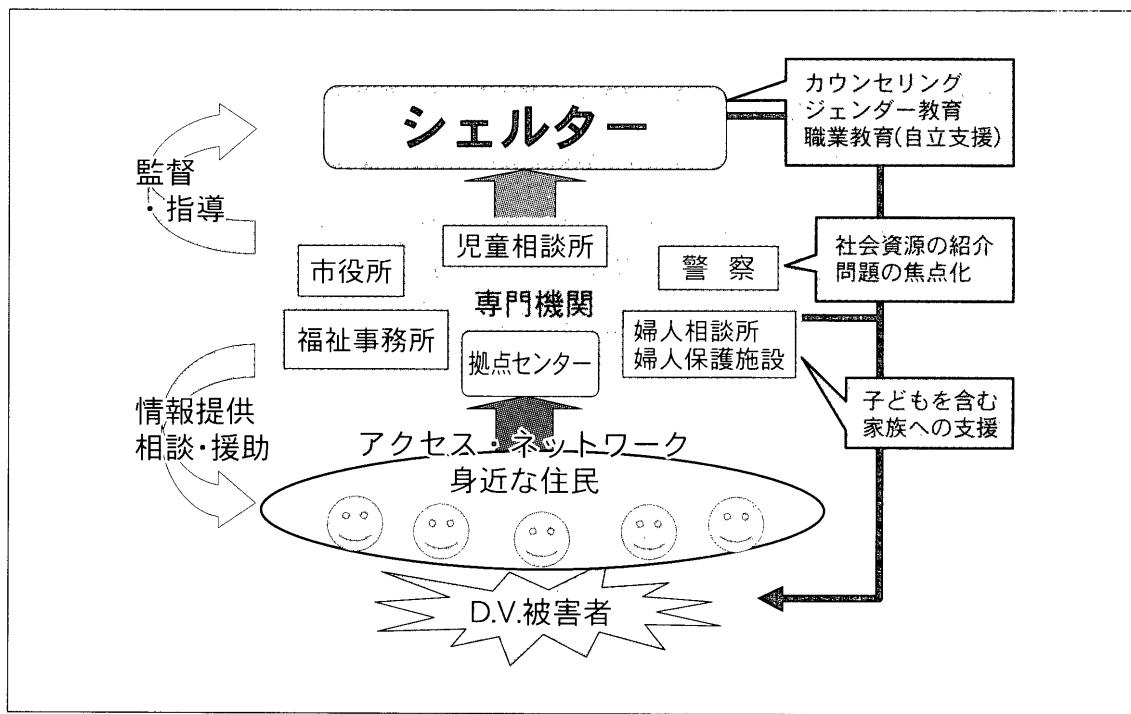


図-4. 被害者保護のシステム

会通念上好ましくない場合でも、相談に訪れる人は判断できず、彼女らの人権上好ましくない事態が生じる可能性が否定できない。

2) 対策

行政との連携を保ち、情報をオープンにする。さらにシェルターには第三者の評価を入れる。個人レベルの実践から協力者、賛同者を集めた組織へと拡大を図ることが必要と思われる。

5. 相談拠点Sの取り組み

1) システム

S市での取り組みは、2002年9月に開催された男女共同参画社会フェスタ（宮崎県主催）での分科会の1つとして地域の女性グループにより研究、提言されたもので、実効はまだない。したがって現時点では拠点や運営の財政も不明である。スタッフはボランティアで行う。保護の流れは以下のようになっている。「相談したい」被害者は身近な「ハートフレンド」に連絡する。このハートフレンドというのは地域住民のなかでD.V.の相談にのるボランティアを指す。ハートフレンドは被害者が「相談したい」場合は、人権擁護委員・民生委員・家庭相談員・母子相談員・弁護士・精神保健相談センター・男女共同参画センター・児童相談所・保健所・ハローワークに連絡。また被害者が「夫から逃げたい」場合は、配偶者暴力相談支援センター・県婦人相談所へ連絡する。「身

体的暴力を受けた」場合は、警察へ連絡するとなっている。

2) Sシステムの問題点

市民レベルからのボトムアップ型として意識は高いが理念的である。被害者のケースを3タイプに分類し、それぞれどこに連携していくのかを提示しているが、そもそも被害者は混乱しており、どのタイプに分類するか、様々な相談先のどれが適当か訓練された聞き手でないと問題を焦点化することは難しい。さらに、連携先となっている様々な機関、役職が、自らをD.V.の対応先として認識していない場合、被害者は混乱、失望するであろう。これらの機関はD.V.に対する認識に温度差があり、被害者がさきにあげたH市の事例のような場合、「あなたが悪い。我慢しなさい」といった対応の中でいわゆる2次被害が発生し、被害者が保護されないといった事態も想定され、適切な対応がなされない可能性もある。

望ましい被害者保護のシステム

これらの3事例を考察する中で、筆者らは今回、次のような被害者保護のシステムを提示したい（「図-4.被害者保護のシステム」）。

まず被害者保護のシステムを3層化する。すなわち①アクセス・ネットワークとして、身近な住民がかかわる②専門機関として a.市役所 b.福祉事務所 c.婦人相談所

と婦人保護施設 d.児童相談所 e.警察をあげる。③その後にシェルターを位置づける。

D.V.被害者は身近な住民が参加するアクセス・ネットワークに相談するが、この身近な住民はD.V.に対する知識と相談援助に関する技術を持っていることが求められる。とくにH市の事例のように、重大な人権侵害であるといった認識が持ちにくい事例については、教育を受けた相談者の存在が不可欠である。一方的な暴力の被害者と誰もが認知できる事例の場合は、「それでも女性が我慢すべきだ」という男性側の伝統的な社会観の中でのいわゆる2次被害については、従来より、社会学的立場から述べられてきた。しかし、「暴力そのものが許すべきことではない。その原因は問わない」という福祉における保護の視点が、欠落するおそれの中で生じる「2次被害」については、見逃されがちであり、それゆえに、教育場面で、強調しても強調しすぎることはないであろう。

また、全ての情報は拠点センターに集約され、センターから専門機関に連絡される。専門機関は、婦人相談所や警察だけではなく、他の家族への被害を防ぐためにも、家族全体が相談対象となるように福祉事務所や児童相談所とも密接なネットを渦むようにする事が重要である。この専門機関の中で、婦人相談所・婦人保護施設の役割として、被害者の問題の焦点化を図り、シェルターの存在や経済的自立の方法など社会資源についての紹介を行い、さらに身体的暴力で傷ついた体の治療を受けるように援助するショート・タームな滞在場所であると位置づける。その後、希望者はシェルターに移動する。シェルターでは、M市の事例のように、自己評価が低くなっている被害者については、ジェンダー教育や自立支援のための職業教育・カウンセリングなどを実施し、離婚の希望者に対してはその支援も行う。シェルターは、匿名性が高いため専門機関との間で、第1種社会福祉事業に匹敵するような監督・指導の関係を保ち、シェルター内で被害者が人権を護れるように配慮する。また、シェルターでは、家族単位で保護する事を原則とする。なお、シェルターは、現在、民間施設が先行している。いわゆる被害者が身を隠す必要のある期間については、匿名性の高い民間施設が存在性を示すと思われる。

今後、母子生活支援施設が公的な分野でその存在を明確にしていくと思われるが、民間とのすみわけが必要となるであろう。この施設は、場所が公になっている伝統的な施設であるので、身を隠す必要がなくなって後、その家族の経済的安定や、子供の育成に関する支援を視野に入れる機関となることが望ましいと思われる。

モデル事業の展開

筆者らは、アクセス・ネットワークについてのモデル事業を実施した。H市と拠点センターの協力により、平成14年6月から9月に渡り「暴力相談支援センターネットワーク講座」と題して、次のようなプログラムで6回にわたる講座を開講した（「表-1.モデル事業プログラム」）。

表-1. モデル事業プログラム

	項目	内容
第1回	D.V.法と実際の対応にあたって	D.V.法の成立の経緯と法の解説。拠点センター事例による被害者救済の実際について。
第2回	H市におけるD.V.調査結果の報告	H市住民に対する調査結果の報告。今回の講座の意義を明確化。
第3回		自己覚知
第4回	社会福祉援助技術の演習	面接技法・傾聴訓練
第5回		面接技法・応答訓練
第6回	まとめとデスカッション	これからの取り組みと今後の運営について。

第1回 D.V.法と実際の対応にあたって

D.V.法の成立の経緯、さらに法の解説を行い、D.V.法の理解を深めた後、市の担当者が拠点センターに寄せられた事例をどうして、被害者救済の実際を説明した。

第2回 H市におけるD.V.調査結果の報告

H市の住民1,000人にたいして筆者らが行った調査結果について報告を行い、H市の特徴に言及した。さらに被害者が第一に相談するのは、身近な友人・知人という結果を報告し、今回の講座の意義を明確にした。

第3, 4, 5回 社会福祉援助技術の演習

社会福祉の援助技術を用いて演習方式により、「自己覚知」「面接技法・傾聴訓練」「面接技法・応答訓練」を実施した。「自己覚知」は相談の受け手があらかじめ自分の日ごろの価値観、ものの見方、考え方の癖を知

り、これらを自覚した上で相談者として望むというものである。最も幼かったときの記憶からさかのぼるライフ・ストーリイの記述によって自己覚知を学習した。「面接技法、傾聴訓練」では、受容的態度、非審判的態度について学習、ロールプレイをどうして演習をおこなった。「面接技法、応答訓練」は話を聞く際のうなずき、繰り返し、要約、感情の反射などについて演習した。この際、観察者、相談者、聞き手という3人一組で、対人空間を考えながらの、目線、座席位置についても学習した。

第6回 まとめとデスカッション

まとめとデスカッションを行い、これから取り組みを話し合った。これからの取り組みとして、今後とも相談事例の検討会など勉強会を継続することが確認された。

参加者は、全講座に出席できること、その後地域アドバイザーとして活動することを条件に公募したところ、センターの相談ボランティアをはじめ、市内各保育所の園長や保育士、市会議員、女性医師、公民館の世話人など、25名の参加者となった。

終わりに

宮崎県下4,000人を対象に行ったD.V.の大規模な調査から、筆者らは、身近に相談できるアドバイザーの存在の必要性を強く感じた。さらに今回の調査では、男性も調査対象者として質問をおこなった。そこで家庭内にはさまざまな葛藤があり、D.V.がライフコースの中でどのような人にも発生しうる可能性があることが示唆された。南九州に位置し、大都市圏からは遠隔地に座位する宮崎県でも、D.V.は、過去・現在と発生し続け、被害者に対する支援の必要性は高い。しかしながら、D.V.法の施行以来1年、行政機関の認識には差があり、相談窓口もない。相談窓口を置き、広報を活発にすればするほど被害者が多くなるともいわれている現状がある。誰もが被害者になる可能性のあるD.V.に対して、適切な研修を受け、エンパワメントされた地域住民と専門機関が相互に連携、情報の交換を行うことによってD.V.被害者の救済が図られると思われる。

参考文献

大橋 謙策他、新社会福祉援助技術演習、初版、中央法規、東京、2001

- 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会、ドメスティック・バイオレンス、新装版、有斐閣、東京、1999
- 夫・恋人からの暴力を考える研究会、夫・恋人からの暴力をふせぐためのネットワークに関する調査、1999
- リーサ・カプラン、ジュディス・L・ジラルド、ソーシャルワーク実践における家族エンパワーメント ハイリスク家族の保全を目指して、初版、中央法規出版、東京、2001
- ぎょうせい、詳解DV防止法、再版、東京、2001
- 熊谷文枝、アメリカの家庭内暴力、初版、サイエンス社、東京、1985
- 警察庁編、平成12年度警察白書、2000
- 小西聖子、ドメスティック・バイオレンス、初版、白水社、東京、2001
- 斎藤 学、「家族」という名の孤独、第15版、講談社、東京、1999年
- 斎藤 茂男、妻たちの思秋期、初版、共同通信社、東京、1982
- 多々良紀夫、高齢者虐待－日本の現状と課題、初版、中央法規出版、東京、2001
- 内閣総理府男女共同参画室、男女間における暴力に関する調査、2000
- 日本弁護士連合会、ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック、第三版、明石書店、2001
- 兵庫県家庭問題研究所、夫から妻への暴力についての調査研究報告書、兵庫県、2001
- フェミニストカウンセリング堺DV研究プロジェクトチーム、「夫・恋人（パートナー）等からの暴力について」、1998
- 福島 瑞穂、結婚と家族、初版、岩波書店、東京、1992
- Straus M.A., Measuring Intrafamily Conflict and Violence: The Conflict Tactics(CT) Scales, Journal of Marriage and the Family, 1979

*本研究は平成13-14年度文部科学省科学研究補助金（基盤研究C-2課題NO.13610259）（研究代表者 山崎 きよ子）を受けて行ったものである。

要旨

宮崎県における今回の調査をとおして地方においてもD.V.や家庭内暴力は発生していることが理解できた。被害者は友人、知人に相談することが多く公的機関や福祉

関係者、弁護士、民生委員などに相談することは少ないという実態が明らかになった。DV被害者の早期救済のためには身近なコミュニティの中に細かなネットを張るべきであり、そのためには相談可能なボランティアのエンパワメントをはかる必要がある。適切な研修を受けエンパワメントされた地域住民と専門機関が連携、情報の交換をおこなうことによってDV被害者の救済が図られる。